

福岡県テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、コロナ禍において増加している飲食店等の使い捨てプラスチックのテイクアウト容器、スプーン等の代替品への切替を支援し、プラスチック使用削減や環境負荷低減を図るため、飲食店等が行うプラスチック代替容器等への切替に要する経費に対して、予算の範囲内において福岡県テイクアウト容器等に係るプラスチック代替品切替支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 「テイクアウト等」とは、自宅等の店外で飲食するために、飲食店等で飲食物を購入すること又は店内で消費できなかった飲食物を自宅等へ持ち帰ることをいう。
- 二 「テイクアウト容器等」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 宅配又はテイクアウト用飲食品容器・包装
 - イ 宅配又はテイクアウト用フォーク・スプーン・テーブルナイフ・マドラー・ストロー
 - ウ その他知事が認めるもの
- 三 「プラスチック代替容器等」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 紙、木などプラスチック以外の素材でできたテイクアウト容器等
 - イ プラスチック製テイクアウト容器等であって、再生プラスチックを配合したもの（公益財団法人日本環境協会によるエコマークの認定を受けたものに限る。）
 - ウ プラスチック製テイクアウト容器等であって、バイオプラスチックを配合したもの（一般社団法人日本有機資源協会、又は日本バイオプラスチック協会による認定を受けたものに限る。）
 - エ プラスチック製テイクアウト容器等であって、鉱石などを配合したもの（プラスチック使用量が50重量パーセント未満のものに限る。）
 - オ リユース容器等（繰り返し洗って使用することができるテイクアウト容器等をいう。）
 - カ その他知事が認めるもの
- 四 「実施店舗等」とは、第3条第1項に定める補助事業を実施する店舗等（飲食物の宅配のみを行う事業所を含む。以下同じ。）のことをいう。

(補助事業の内容)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の取組を実施する事業（県内に所在し、過去に本補助金を活用して補助事業を実施したことがない店舗等で実施するものに限る。）とする。

- 一 飲食物の宅配又はテイクアウト等で使用する使い捨てのテイクアウト容器等（石油由来のものに限る。）を、新たにプラスチック代替容器等に切り替える取組
 - 二 前号の取組内容その他プラスチック代替品の利用促進に資する情報を SNS、Web 等を活用し、消費者及び飲食店等に情報発信する取組
- 2 前項に定める補助事業の実施期間は、第 8 条第 1 項の交付決定を受けた日から交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末日までとする。

(交付対象者)

第 4 条 本補助金の交付対象者は、県内に所在する店舗等を有する中小企業等（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。以下同じ。）、個人事業主又は社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない団体であって、飲食物の宅配又はテイクアウト等を行う者（スーパーマーケット等の小売店を営む者を含む。）のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」の協賛店に登録又は登録申請していること
 - 二 「ふくおかプラごみ削減協力店」に登録又は登録申請していること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- 一 次のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等
 - 二 福岡県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - 三 次のいずれかに該当する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
 - 四 営業に関して必要な許認可等を有していない者
 - 五 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められる者

(補助金の対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条第1項第1号の取組に要するプラスチック代替容器等の購入費（1つの店舗等ごとで1年間に使用する数量の購入費を上限とし、購入に係る送料、振込手数料、その他の購入に付随する費用を除く。）から、次の各号に掲げる金額を控除した金額とする。

- 一 本補助金以外の補助金の交付を受けるときは当該補助金額
- 二 本事業による収入があるときは当該収入額

(補助金額等)

第6条 補助金額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以下の額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、次の各号に定める金額を上限とする。

- 一 実施店舗等1つにつき100,000円
- 二 1申請者につき同一年度中300,000円

(交付の申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする者は、知事が別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 交付申請書（様式第1号）
- 二 食品衛生法第55条の規定に基づく営業許可書の写し又は当該許可を有しない場合（法令に反する場合は除く。）は、飲食物の宅配又はテイクアウト等を行っていることがわかる資料
- 三 購入するプラスチック代替容器等の写真、カタログ、見積書等（プラスチック代替容器等の種類及び金額がわかるもの）
- 四 債権者登録申出書（電算要綱様式106号）（すでに債権者登録を行っている場合は、提出不要。）
- 五 補助金振込口座の通帳の写し
- 六 その他知事が必要と認める書類

2 本補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率（2分の1）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、本補助金に係る消費税等仕入控除税額について、本補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 前条第1項に基づく交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を知事に申し出なければならない。

(事業変更の申請等)

第10条 補助事業者は、交付予定額を増額する変更の申請をすることができない。

- 2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 一 購入するプラスチック代替容器等を変更するとき（変更後のプラスチック代替容器等の種類が第2条第1項第三号ア及びオの場合を除く）
 - 二 補助対象経費を20%以上減額し、交付予定額に変更が生じるとき

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止（補助事業の全部廃止の場合を除く。）の承認を受けた場合を含む。）したときは、その完了した日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）により次の各号に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

- 一 第3条第1項第1号の取組として購入したプラスチック代替容器等の領収書の写し等購入の事実を確認できる書類で知事が認めるもの
- 二 第3条第1項第1号の取組として購入したプラスチック代替容器等の写真、カタログ等
- 三 第3条第1項第2号の取組として実施したSNS等での情報発信の状況が分かる資料

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除額確定報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(本補助金以外の補助金の受給に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、補助事業に関して本補助金以外の補助金の交付を受けたとき（当該交付を受けた補助金額が第13条の実績報告において報告した額を超えた場合に限る。）は、本補助金以外の補助金受給報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、第5条及び第6条に基づき補助金額を再計算し、当該補助金額と既に交付した金額に差額が生じるときは、当該差額の返還を命ずるものとする。

(交付の取消し等)

第17条 知事は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは第8条第3項に基づき付された条件に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(物品の管理等)

第18条 補助事業者は、本補助金の交付を受けて購入した物品を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助事業の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(県が行う広報啓発に関する補助事業者の協力)

第20条 補助事業者は、補助事業実施中及び補助事業完了後において、県が行うプラスチック代替品の利用促進を図る広報啓発に関して、補助事業に係る資料や写真の県への提供、県からのインタビュー等に協力するとともに、補助事業者は、自ら、消費者及び他の飲食店等に対してプラスチック代替品の利用を促すため、SNS、Web等を活用した情報発信などの広報・啓発に努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請・報告)

第21条 この要綱の規定により行う申請・報告については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行し、令和5年度からの補助金について適用する。